

厚生労働省発障 1220 第 8 号

令和 4 年度精神科医療体制確保研修事業費補助金交付決定通知書

公益社団法人日本精神科病院協会

令和 4 年 8 月 19 日日精協発第 22062 号で申請のあった令和 4 年度精神科医療体制確保研修事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 4 年 12 月 20 日

厚生労働大臣 加藤 勝信



1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和元年 6 月 25 日厚生労働省発障 0625 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「精神科医療体制確保研修事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は令和 4 年 8 月 19 日日精協発第 22062 号申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費

補助金の額

金 3,538,000 円 金 3,538,000 円

3 補助金の額の確定は、交付要綱の 4 に定める交付額の算定方法により行うものである。

- 4 この補助金は、交付要綱の5に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の9に定めるところにより行わなければならぬ。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げができる期限は、令和5年1月3日とする。

(施行後15日)